

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

栃木県知事
福田 富一 殿

提出者
住 所 栃木県下都賀郡野木町川田33-15
氏 名 日鉄建材株式会社 野木製造所
所長 古本 誠
電話番号 0280-57-4331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄建材株式会社 野木製造所
事業場の所在地	栃木県下都賀郡野木町川田33-15
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2333：冷間ロール成型形鋼製造業 2349：その他の表面処理鋼材製造業 2541：建設用金属製品製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 123億円/年
③従業員数	61名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料 別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料 別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	763.37 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	750 t	5 t
	令和5年度におけるめっき製品の生産量が、令和4年度同等と計画しているため。 (今後実施する予定の取組) めっき品質向上による再めっき回数削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	763.37 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	763.37 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への、処理委託を行ってきた。		

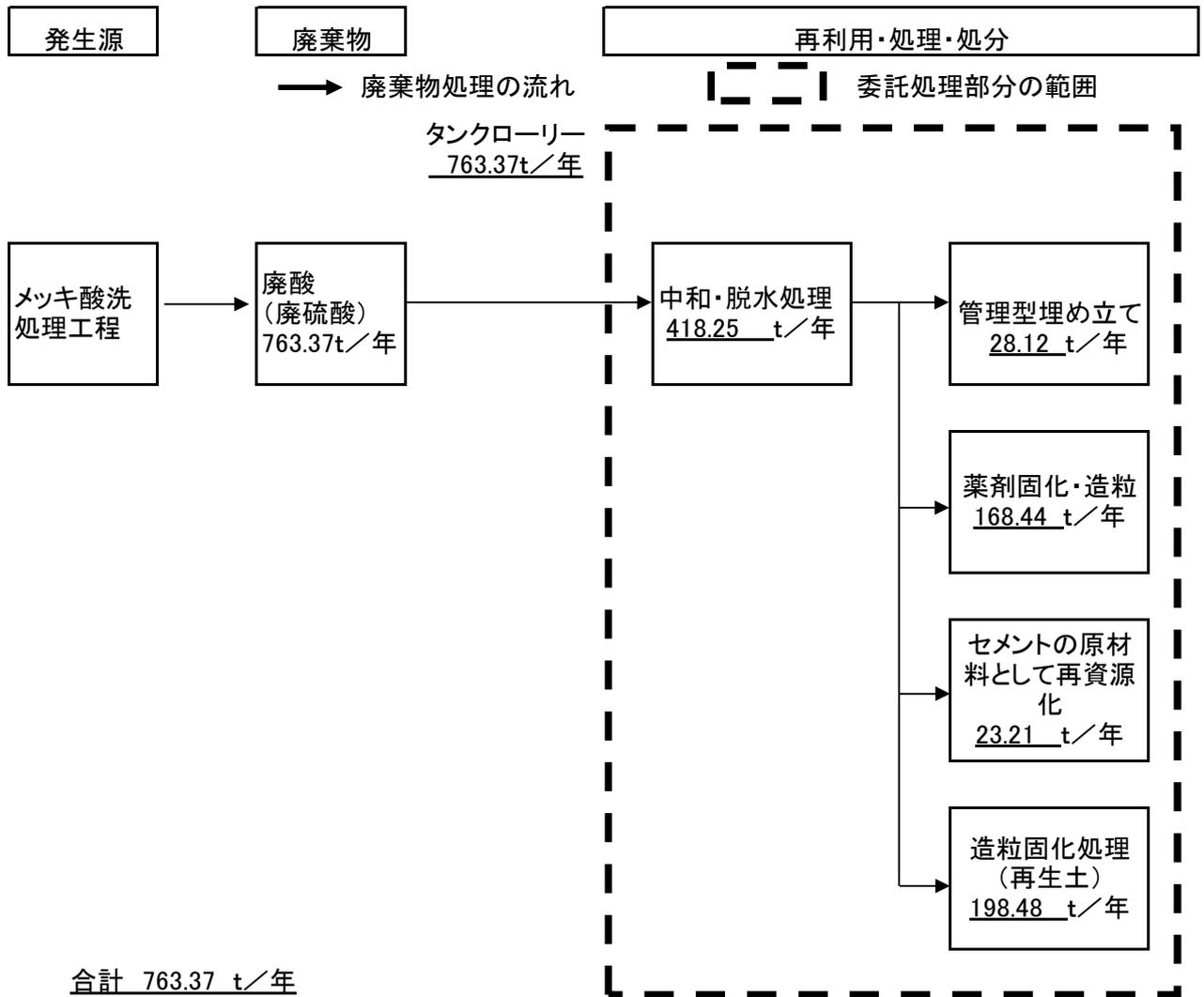
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	750 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	750 t	5 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物管理責任者が、産業廃棄物処理に関する国、 県の施策、及び処理技術、設備について情報収集に努め、その情報 を所内に周知するとともに、製造所の廃棄物に関する諸施策を反映 させる。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	763.37 t	
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

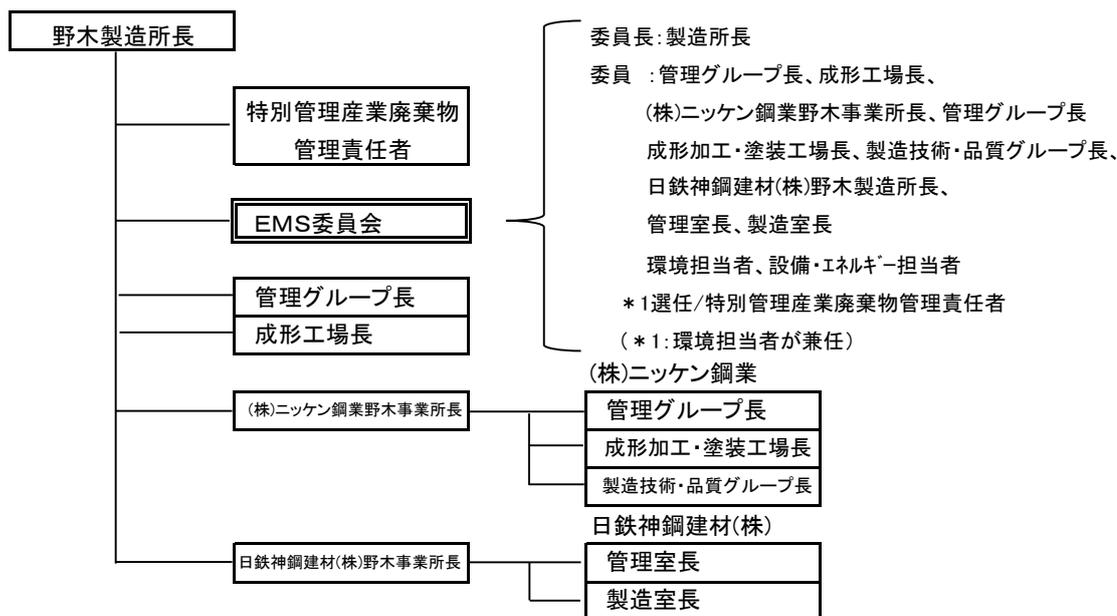
① 廃硫酸



別紙2 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

管理体制図

統括責任者	所属:野木製造所 職名 : 所長
廃棄物担当	組織名:成形工場 職名 : 主査 組織人数: 12人 (＝選任/特別管理産業廃棄物管理責任者)
役割	<p>EMS委員会 (環境マネジメントシステム委員会の略称)</p> <p>(1). 環境(省エネ、温暖化防止、公害防止及び産業廃棄物処理)に関する検討 産業廃棄物の分別、発生抑制、再使用、再利用の推進、適正処理の実施及び廃棄物の、管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <p>①委員長:製造所長 ②委員 :管理グループ長、成形工場長、 (株)ニッケン鋼業/野木事業所長、管理グループ長 成形加工・塗装工場長、製造技術・品質グループ長、 日鉄神鋼建材(株)/野木製造所長、管理室長、製造室長 環境担当者、設備・エネルギー担当者 都度、選任/特別管理産業廃棄物管理責任者または選任/公害防止管理者が出席 ③事務局:EMS事務局担当</p> <p>(2). EMS委員会の組織、役割、責任および権限を環境マニュアルに定める。</p>
	<p>廃棄物処理 統括責任者</p> <p>(1). 廃棄物処理方針の決定 (2). 環境マニュアル、廃棄物管理標準の制定、改訂 (3). 廃棄物処理に関する各種事項の決定</p>
	<p>特別管理産業廃棄物管理責任者</p> <p>(1). 廃棄物処理統括責任者の指示に従い、その業務を補佐する。 (2). 製造所長が特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者のうちから任命する。</p>
	<p>廃棄物管理担当 部門 (成形工場長)</p> <p>(1). 廃棄物処理計画の作成 (2). 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 (3). 廃棄物処理に関する施設の運転・維持及び管理状況の把握 (4). 処理業者、再生利用業者の現地調査、選定及び管理 (5). 委託契約の締結 (6). 産業廃棄物許可証の定期的確認(1回/年) (7). 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のマニフェストの交付・回収の管理 最終処分の確認、及び委託処理記録の帳簿付け (8). 官公庁への報告 (9). 従業員への教育、啓発(重点事項:発生量の抑制、適正処理) (10). 法律改正に伴う説明会・講習会の出席 (11). その他関連する事項</p>



(2). 管理体制の維持(強化)

産業廃棄物発生抑制のため、製造工程および廃棄基準を厳正に管理することで、廃棄までの寿命延長を図る。(廃酸:廃硫酸)

(3). 教育・研修

- ①. 発生する産業廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する事項を整理し、及び適用される法規制に従い、適時、従業員に対して教育、周知を実施する。
- ②. 基幹要員を対象に「特別管理産業廃棄物管理責任者」講習を受講し、有資格者を確保する。
(令和4年6月1日現在:有資格者数 3名)
- ③. 栃木県ならびに各種団体、協会の実施する産業廃棄物に係わる講習会、研修会、展示会に積極的に参加し、産業廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルに努める。

(4). 情報公開

- ①. 当製造所で発生する産業廃棄物に対して周辺住民から問い合わせがあった場合、情報公開を行う。
情報公開の窓口は、環境管理責任者(製造所長兼任)とする。
- ②. 周辺住民から産業廃棄物に関する工場見学の要望があった場合、その要望に応え、相互理解を深めるよう努力する。
- ③. 上記、①、②は、ISO14001に基づく、環境マネジメントシステム(認証取得)にて規定している。